

公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会の職員（嘱託職員を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員に支給する給与は、給料、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、賞与、時間外勤務手当、体育指導員手当及び退職手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、官公署又は民間企業等から派遣された職員に支給する給与は、派遣元との協定書に定めるところによる。

(給料の額)

第3条 職員の給料は別表1によることとし、新たに職員となった者の給料は、会長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、定年後再雇用された者及び高齢等のため官公署、学校及び民間企業等を退職し新たに職員となった者（以下「再雇用等職員」という。）の給料は、別表2により会長が決定する。

(昇給等の基準)

第4条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に行う。

2 昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、職員が50歳に到達したときの昇給の号給数は、会長が決定する。

4 前2項の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

5 前3項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を著しく失するときの昇給の号給数は、会長が決定する。

6 職員が一の職から他の職に移った場合における昇給は、会長が決定する。

(給料の支給)

第5条 給料は、月の1日から末日までを計算期間として支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(役職手当)

第6条 役職手当は、事務局長、施設長（園長及び館長をいう。以下同じ。）、事務局次長、リーダー

一、主幹及び施設次長に支給する。ただし、再雇用等職員については、これを支給しない。

2 役職手当の額は、次表のとおりとする。

事務局長	給料月額 \times 16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額
施設長	月額50,000円
事務局次長	月額30,000円
リーダー 主幹 施設次長	月額20,000円

(扶養手当、住居手当及び通勤手当)

第7条 扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給額は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）（以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例による。

(給与の減額等)

第8条 休職者の給与は、給与条例の適用を受ける者の例による。

2 職員が勤務せず、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員就業規則第19条の規定に該当する場合は、給与条例の適用を受ける者の例により給与を減額する。

(賞 与)

第9条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。

2 賞与の額は、期末手当相当と勤勉手当相当の合計額とする。

3 賞与の計算は、賞与計算基礎額に支給率を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じた期間率を乗じるものとする。

4 賞与計算基礎額は、次のとおりとする。

(1) 期末手当相当の賞与計算基礎額は、給料月額に扶養手当を加えた額とする。

(2) 勤勉手当相当の賞与計算基礎額は、給料月額とする。

(3) 次表左欄に掲げる者（再雇用等職員を除く。）については、前2号の規定にかかわらず、前2号に規定する額に、給料月額に同表右欄に掲げる加算率を乗じて得た額を加算した額を賞与計算基礎額とする。

職員区分	加算率
事務局長 施設長	15%
事務局次長 リーダー 主幹 4級に在職する施設次長	10%
3級に在職する施設次長 サブリーダー 副主幹 主任体育指導員	5%

5 賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。

基準日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月1日	122.5/100	87.5/100
12月1日	122.5/100	87.5/100

6 前項の規定にかかわらず、再雇用等職員については、次表に掲げる範囲内とする。

基準日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月1日	67.0/100	41.5/100
12月1日	67.0/100	41.5/100

7 第5項の勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができるが、職員の平均支給率が90.0/100を超えないこととする。なお、期末手当相当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。

8 期末手当相当の期間率は、次表のとおりとする。

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

9 勤勉手当相当の期間率は、次表のとおりとする。

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月15日以上6か月未満	95/100
5か月以上5か月15日未満	90/100
4か月15日以上5か月未満	80/100
4か月以上4か月15日未満	70/100
3か月15日以上4か月未満	60/100
3か月以上3か月15日未満	50/100
2か月15日以上3か月未満	40/100
2か月以上2か月15日未満	30/100
1か月15日以上2か月未満	20/100
1か月以上1か月15日未満	15/100
15日以上1か月未満	10/100
15日未満	5/100
零	零

10 在職期間及び勤務期間の計算方法については、給与条例の適用を受ける者の例による。

(時間外勤務手当)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、勤務した時間に対し時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当は、役職手当が支給される事務局長及び施設長には支給しない。

(体育指導員手当)

第11条 体育指導員手当は、会長が別に定める体育指導員に支給する。

2 体育指導員手当の額は、給料月額に15/100を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第12条 退職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。ただし、再雇用等職員には、これを支給しない。

(給与の支給日及び支給方法)

第13条 給与の支給日及び支給方法は、給与条例の例による。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 給料表の切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第9条第5項に係る規定については、平成27年12月1日から適用するものとする。
- 2 平成27年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「136/100」とあるのは「138/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成27年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
 - (2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「58.5/100」とあるのは「62/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成27年12月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月7日から施行するものとし、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給する期末手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「128.5/100」とあるのは「126/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成28年12月に支給されることとなる期末手当相当の額

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行するものとし、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月24日から施行するものとし、令和元年12月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「121.5」とあるのは「128.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
 - (2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「81.0」とあるのは「83.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月24日から施行する。

2 令和2年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号に掲げる額とする。

(1) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「77.0」とあるのが令和2年12月に支給される勤勉手当相当額で「73.0」と読み替え、年間分で調整する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年11月5日から施行する。

2 令和3年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号及び第2号に掲げる額とする。

(1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「120.0」とあるのが令和3年12月に支給される期末手当相当額で「118.5」と読み替え、年間分で調整する。

(2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「76.0」とあるのが令和3年12月に支給される勤勉手当相当額で「75.0」と読み替え、年間分で調整する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の規程の規定による給与の年間支給額が、改正前の規程の規定による給与の年間支給額と比較し、著しく減額となる場合は、令和4年度に限り、会長が別に定める激減緩和の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行するものとし、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和4年11月18日から施行する。

2 令和4年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号及び第2号に掲げる額とする。

(1) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「83.5」とあるのを令和4年12月に支給される勤勉手当相当額は「91.0」と読み替え、年間分で調整する。

(2) 改正後の規程第9条第7項中の平均支給率「85.0/100」とあるのを令和4年12月に支給される勤勉手当相当は平均支給率で「92.5/100」と読み替え、年間分で調整する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施工期日等)

第1条の規定による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程は、令和6年1月23日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

第2条の規定による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程は、令和6年1月23日から施行する。

(給与の内払)

この規定による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程による給料の内払とみなす。

別表1(第3条第1項関係)

一般職給料表 (令和6年4月1日適用)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	

64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000	351,400				
115		302,300	351,700				
116		302,700	352,000				
117		302,900	352,500				
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
職務による格付	スタッフ 体育指導員	スタッフ 体育指導員	施設次長 サブリーダー 副主幹 主任体育指導員	事務局次長 リーダー 主幹 施設次長	事務局次長 施設長	事務局次長 施設長	事務局次長 施設長

別表2(第3条第2項関係)

(令和6年4月1日適用)

職員区分	給料月額	鳥取県定年前再任用 短時間勤務職員の級
スタッフ	196,600	1級
施設次長・リーダー・主幹・クラブアドバイザー	216,000	2級
	256,000	3級
施設長	275,400	4級
事務局長	290,500	5級
	316,000	6級

再雇用等職員の給料月額は、上表左欄の職員区分に応じ、同表右欄に掲げる額とする。